

## プラント状況確認結果(令和3年10月13日～令和3年10月19日)

令和3年10月20日  
福島県原子力安全対策課

令和3年10月13日～令和3年10月19日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

### プラント状況(10月19日午前11時)

以下の項目について、実施計画に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目	1号機	2号機	3号機	4号機 <sup>※2</sup>
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量(m <sup>3</sup> /h)	3.4	2.5	2.5	—
		压力容器 底部温度(°C)	26.2	32.1	30.6	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	1.07×10 <sup>-3</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.04	0.10	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	26.7	24.9	20.5	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

### (1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(10月19日午前10時)

最小 0.354(MP-6)～最大 1.047(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

### (2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(10月18日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.65 Bq/L(港湾口)

～最大 7.1 Bq/L(遮水壁前)

⇒[計測地点の地図](#)

### (3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(10月18日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.83 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.7 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

### (4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(10月15日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.1Bq/L (6号機)  
～ 最大 370 Bq/L (2号機)

トラブルの概要 (令和3年10月13日～令和3年10月19日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 協力企業作業員における負傷者の発生について (続報)

9月14日、5号機スクリーンヤードにおいて、協力企業作業員が作業中に負傷した件について、その後の状況をお知らせします。

いわき市医療センターにて診断した結果、右小指不全切断と診断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) ご覧ください。

■ 増設多核種除去設備(A)の高性能容器排出ライン排気フィルタ下流に設置している連続ダストモニタの高警報発生について

本日(10月16日)午前4時55分、増設多核種除去設備(A)の高性能容器排出ライン排気フィルタ下流に設置している連続ダストモニタにおいて、放射能濃度が上昇したことを示す警報が発生していることを確認しました。

なお、建屋内のエリアモニタの警報は発生しておりません。

また、午前5時時点における当該ダストモニタの指示値は1.47Bq/m<sup>3</sup>と高警報設定値(100Bq/m<sup>3</sup>)を下回る値であることを確認しました。

当該警報の発生に伴い、午前5時36分に運転中であった増設多核種除去設備(A)を循環待機としました。

当該連続ダストモニタの測定ログを確認した結果、測定値に有意な変動がなかったことを確認しました。また当該連続ダストモニタ近傍のダスト測定をした結果、バックグラウンドと同等であることを確認しました。

また、警報を確認した際に使用していたろ紙の放射能測定を行い、警報設定値と比較し、十分低い値であることを確認しました。

以上から当該警報は放射能濃度が上昇したことによるものではないと判断し、当該連続ダストモニタの交換を行い、準備が整い次第、増設多核種除去設備(A)の運転を再開します。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

## \* 実施計画及び監視項目に関する解説

### ○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

### ○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

### ○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm<sup>3</sup>以下であることが定められています。

### ○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

### ○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）